２０１５年７月２４日

弊社製品「機械式駐車設備」の所有者、管理者の皆様へ

新 明 和 工 業 株 式 会 社
パーキングシステム事業部

「機械式駐車設備」の安全利用に係わる注意喚起シール貼付のお願い

平素より弊社製品「機械式駐車設備」のご利用を賜り、厚く御礼申し上げます。
また、安全なご利用に係わる注意喚起等にご理解、ご協力いただき、重ねて御礼申し上げます。

この度、ご利用者様の機械式駐車設備での事故を防止する観点から、消費者庁、国土交通省と公益社団法人　立体駐車場工業会が連携して、ご利用者様への注意喚起を目的としたシールを作成し、全稼働する「機械式駐車設備」への貼付に向け、取組を開始しました。
つきましては、弊社の保守担当者が「注意喚起シール」の貼付許可のお願いにお伺いいたしますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本件に関するお問い合わせは、次のご連絡先までお願いいたします。
新明和工業株式会社　パーキングシステム事業部　お客様センタ
Tel　０１２０－４９５１－２４

以上

平成 27 年 7 月

製造者、保守点検事業者の皆様へ
～機械式立体駐車場の安全利用に係る注意喚起のお願い～

消費者庁消費者安全課
国土交通省都市局街路交通施設課

機械式立体駐車場における利用者等の死亡・重傷事故は、平成 19 年度以降、少なくとも 30 件（うち死亡 11 件）発生しており、子どもが亡くなる痛ましい事故も３件発生しています。

機械式立体駐車場での事故を防ぐには、駐車装置の安全性の確保はもとより、駐車装置を操作する際にまず装置内に人がいないことを確認するなど、十分に注意して御利用いただくことも重要です。このため、消費者庁及び国土交通省では、駐車装置の利用時に特に注意していただきたいことをまとめたシールを作製しました。

機械式立体駐車場に関わる製造者、保守点検事業者の皆様におかれては、現在稼働中の全ての契約物件について、保守点検等の機会を通じ、本年 10 月末までを目途に、このシールを操作盤等の見易い場所に貼付していただき、安全利用に係る注意喚起を行っていただきますよう御協力をお願いいたします。

＜注意事項＞
- 駐車装置のタイプや使用環境に応じて、適切な内容のシールをお選び下さい。
- シールの貼付にあたっては、予め管理者等の了解を得ていただきますようお願いいたします。
- シールの追加配布を希望される場合は、立体駐車場工業会までお問い合わせ下さい。

＜参考情報＞
国土交通省では、平成 26 年に「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン」を策定・公表し、機械式立体駐車場に関わる製造者、設置者、管理者及び利用者に向けて、安全確保と安全利用を要請しています（URL：http://www.mlit.go.jp/common/001056799.pdf）。

＜本件に関する問合せ先＞

消費者庁
消費者安全課　中川・横屋
TEL：03(3507)9137（直通）
FAX：03(3507)9290
URL：http://www.caa.go.jp/

国土交通省都市局
街路交通施設課　大坪・川村
TEL：03(5253)8416（直通）
FAX：03(5253)1592
URL：http://www.mlit.go.jp/

公益社団法人
立体駐車場工業会　門田・岡部
TEL：03(5542)0733
FAX：03(5542)0735
URL：http://www.ritchu.or.jp/

立駐工発第106号
平成27年7月8日

会 員 各 位

公益社団法人立体駐車場工業会
会 長　　桑 田　敦

機械式立体駐車場の安全利用に係る注意喚起シール貼付のお願い

時下ますますご清祥のこととお慶び申しあげます。平素は、当工業会の事業運営につきまして格段のご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、当工業会は先の総会で新体制となりましたが、機械式駐車装置の更なる安全性向上のための取組は、引き続き現下の大きな課題であります。

そのための取組の一つとして、別紙のとおり、利用者の機械式駐車場での事故を防止する観点から、消費者庁・国土交通省と当工業会が連携して、機械式駐車場を利用する方への注意喚起を目的としたシールを作成し、全稼働駐車装置に貼付することにしました。

ついては、会員各社が保守・点検契約をしている全ての駐車装置に、駐車施設管理者の許可を得たうえで、下記要領で注意喚起シールの貼付をお願いいたします。

配布するシール枚数は、当工業会が昨年実施しました実態調査の結果に基づき算出したものです。

【貼付要領等】

①貼　付　期　間	本年7月～10月末を目途
②貼付のタイミング	保守・点検、改修工事等の機会を利用
③貼 付 する 場 所	実際に利用する人の目につきやすい箇所 （操作盤の蓋・蓋裏、操作盤周辺等、より効果的と思われる箇所）
④貼付するシール	二多段用・大型用の各シートに3種のシールがありますので、対象駐車装置に、より適したシールを選択、貼付してください
⑤そ　の　他	10月末時点での貼付状況について、ご報告をお願いします。10月中旬にあらためて連絡いたします。 ［該当件数（施設）／大型・二多段別基数／貼付枚数／施設管理者・会員各社の所感等について］

本件に関する問合せ先 ： 門田・岡部
TEL：03-5542-0733　fax：03-5542-0735
URL：http://www.ritchu.or.jp/

機械式立体駐車場での事故に御注意ください！

二段・多段方式用

他人の鍵が挿してあるときは操作しない！

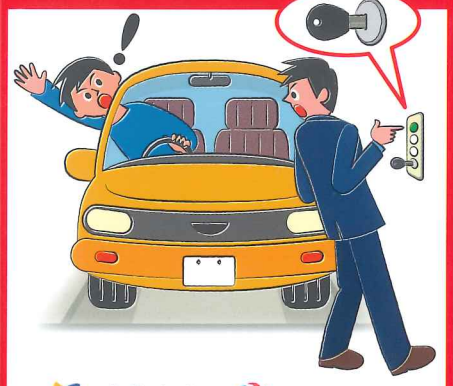

消費者庁 Consumer Affairs Agency, Government of Japan　国土交通省 Ministry of Land, Infrastructure and Transport

公益社団法人 立体駐車場工業会

子供は中に入れない！

装置に近づかせない。

消費者庁 Consumer Affairs Agency, Government of Japan　国土交通省 Ministry of Land, Infrastructure and Transport

公益社団法人 立体駐車場工業会

装置内を確認！

人がいないか隅々まで確かめて。

消費者庁 Consumer Affairs Agency, Government of Japan　国土交通省 Ministry of Land, Infrastructure and Transport

公益社団法人 立体駐車場工業会

機械式立体駐車場での事故に御注意ください！

大型装置用

運転者以外は中に入らない！

消費者庁 Consumer Affairs Agency, Government of Japan　国土交通省 Ministry of Land, Infrastructure and Transport

公益社団法人 立体駐車場工業会

装置内を確認！

人がいないか隅々まで確かめて。

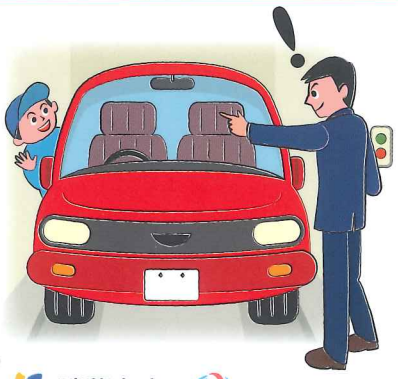

消費者庁 Consumer Affairs Agency, Government of Japan　国土交通省 Ministry of Land, Infrastructure and Transport

公益社団法人 立体駐車場工業会

緊急時には、

❶非常停止ボタンを押し、
❷緊急連絡先へ。

消費者庁 Consumer Affairs Agency, Government of Japan　国土交通省 Ministry of Land, Infrastructure and Transport

公益社団法人 立体駐車場工業会